

令和元年第8回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和元年8月23日(金)

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて

2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

4) 専 決 報 告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員 13名

1 番	増	山	貞	男	君	2 番	倉	持	登	君
3 番	中	村	明	君		4 番	小	島	一	男 君
5 番	張	ヶ	谷	一	郎 君	6 番	青	木	徹	雄 君
7 番	鈴	木	豊	君		8 番	坂	路	誠	君
9 番	青	木	邦	夫 君		10 番	大	島	か	づ 子 君
11 番	小	島	キ	ヨ 子 君		12 番	戸	賀	崎	邦 雄 君
14 番	高	崎	勇	君						

欠席委員 1名

13 番 後 藤 勇 君

農地利用最適化推進委員

出席委員 12名

1 番	鈴	木	徳	男	君	2 番	井	上	清	一	君
3 番	山	崎	松	男	君	4 番	今	野	秀	明	君
5 番	白	石	守	利	君	6 番	濱	田	茂	君	
7 番	松	田	英	雄	君	8 番	細	井	純	一	君
9 番	上	原	勝	正	君	10 番	川	島	広	伸	君
11 番	加	藤	互	君		12 番	上	原	一	夫	君

欠席委員 な し

事務局

事務局長 田 原 和 明
書 記 古 谷 崇

書 記 小 林 照 敦

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 それでは、皆さん、こんにちは。本日白石委員が安戸・田宮土地改良区の関係で、そちらの会議ということで、それが終わり次第、こっちへ向かうという話を受けました。

8月の農業委員会を開催しますけれども、今日この後、後藤さんのお母様の関係もありますので、スムーズな議事進行ということでお願いしたいと思います。

それと、その他のところで埼玉県農業会議のほうから、設楽さんという職員の方にお越しいただいて、皆さんが常日ごろつけている活動記録簿について、勉強会をしたいと考えております。それを含めても4時半ぐらいの終了を考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速、今日は後藤会長にかわって高崎副会長の議事ということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、挨拶。

◎挨拶

○副会長 それでは、皆さんこんにちは。ただいまお話がありましたとおり、後藤会長のお母さんが亡くなったということでございます。改めてお悔やみを申し上げたいと思います。

また、皆様方には会長よりくれぐれもよろしくお願いいたしますということでございます。

さて、8月は皆様方には大変暑い中、8月5日から19日にかけて農地パトロールを実施していただきました。また、8日の日には北蓮沼、才羽地区の放棄地、地元の委員さんと職員の皆様方に草刈りをしていただきまして、ありがとうございました。放棄地は減らすのも一つですけれども、ふやさないというのも一つであると思いますので、皆様方におかれましては地域密着型で活動のほうをよろしくお願いしたいと思います。

今月はもう稲刈り、刈り取りの時期でございます。早いところはもう始まったようでございます。これから本格的な刈り取りといたしますか、収穫の時期となります。まだまだ残暑厳しい日が続くと思いますので、皆様方におかれましては体調を崩さないように十分注意していただきまして、また事故、けががないように安全な収穫作業をしていただきたいかなと思います。

今日はかわりに議長ということでさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

○局長 ありがとうございます。

それでは、次第の3、議題に入りたいと思います。それでは、高崎副会長さんに議長ということでよろしくお願いしたいと思います。

◎議案第1号

○副会長 それでは、議長を務めさせていただきます。着座にて進めさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1から2、事務局の説明をお願いいたします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1、大字才羽〇〇〇〇—〇、田、2,458㎡。ナンバー1—2、大字才羽〇〇〇〇、田、800㎡。ナンバー1—1、1—2合計で3,258㎡。譲渡人、春日部市、〇〇〇。譲受人、才羽、〇〇〇。譲受人、面積6,214アール、労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1—1、1—2については、〇〇氏が約3,200㎡を取得するものでございます。〇〇氏はトラクター等の農機具一式を確保しており、農業経営は〇人で行っている状況でございます。通作距離はご自宅から約1キロメートル

です。場所は大字才羽、〇〇〇の西側付近になります。

以上でございます。

○副会長 事務局より説明が終わりました。

この件に関しまして、調査報告、〇〇〇〇委員、お願いいたします。

○農業委員 4 番 このことにつきまして、8月15日に〇〇さん自身とお会いしましてお話、事実調査をいたしました。

この〇〇さんと〇〇さんですけれども、これは〇〇〇さんの土地を〇〇〇さんが長年にわたって作付しておるということでございます。才羽地内の〇〇〇〇の近くということでお話を聞きました。〇〇〇さんにつきましては、経営拡大もありますけれども、〇〇〇さんという方が高齢だとか、ちょっと体を壊したりということで、そういったことで田んぼを売買したいと、売りたいということでお話が進められたということです。そして、〇〇〇さんも今までつくってきた田んぼだから、引き続いて作付、経営拡大の意味において、では売買しようというふうな話になりました。これからも、よい田んぼですので、維持してやってもらえれば私はありがたいと思っていますし、また皆さん方のご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副会長 調査報告が終わりました。

ここで質疑を受けたいと思います。

質疑のある方は挙手の上、起立でお願いをいたします。

何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副会長 ないようでしたら採決に入りますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○副会長 それでは、ナンバー 1—1 から 1—2 に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、ナンバー 2、事務局説明をお願いいたします。

この件につきまして、〇〇委員本人ですので、済みません、しばらくの間お願いいたします。

〔農業委員 9 番 〇〇〇〇委員退席〕

○副会長 よろしくをお願いします。

○書記 ナンバー 2、大字鷺巣字前原〇〇〇、地目、田、1,090㎡。譲渡人、鷺巣、〇〇〇〇。譲受人、鷺巣、〇〇〇〇。譲受人、面積741アール。労力〇人。取得利用、経営拡大。

ナンバー 2 については、〇〇氏が約1,000㎡を取得するものでございます。〇〇氏はトラクター等の農機具一式を確保しておりまして、農業経営はご家族〇人で行っております。通作距離はご自宅から約500メートルで、既に周囲の土地を耕作しております。場所は大字鷺巣、〇〇〇の東側付近になります。

以上でございます。

○副会長 事務局の説明が終わりました。

この件に関しましては、〇〇委員にかわりまして〇〇委員、調査報告、お願いいたします。

○農業委員 1 番 〇〇委員本人のことでございますので、私がかわりに調査してまいりました。

譲受人、〇〇〇〇氏については8月19日の午後、譲渡人、〇〇〇〇氏については8月21日の朝、それぞれご本人にお会いしましてお話を伺ってまいりました。細かい状況については事務局の説明のとおりであります。

〇〇氏は親の資産を相続しましたが、〇〇氏自身ほかの事業をしております、畑を耕作できませんので、引き受けてくれる方を探しておりましたが、その周りを〇〇〇〇氏が今現在ソバをつくっております、〇〇氏に話を持ちかけたところ、話がまとまったということでもあります。〇〇氏にとりましても1区画まとまりますので、大変都合のいいことだと思っております。

また、ほかの調査5項目については、問題ないことをご報告申し上げます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○副会長 調査報告が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

何かございますでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副会長 それでは、採決に入らせていただきます。

ナンバー2に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認いたします。

〔農業委員〇番 〇〇〇〇委員入場〕

◎議案第2号

○副会長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字鷺巣字前原〇〇〇一〇、畑、114㎡。申請人、鷺巣、〇〇〇〇。転用目的、住宅敷地。

ナンバー1については農用地区域内ですが、当初除外となります。昭和45年当時の航空写真で住宅敷地として利用されていることが確認されましたので、追認により当初除外が認められます。周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われます。場所は大字鷺巣、〇〇〇〇〇の東側付近になります。

以上でございます。

○副会長 事務局より説明が終わりました。

この件に関しまして、調査報告、〇〇委員、お願いいたします。

○農業委員9番 それでは、調査依頼に基づきまして調査報告をいたします。

8月18日夕方、申請人になります〇〇〇〇さん宅に伺いまして、話を聞いてまいりました。話によると、今住んでいる土地の地目が畑であり、宅地にしたいということでした。この建物は先ほど事務局でおっしゃったとおり、昭和45年以前からの建物であるため、この既存宅地に当たります。そのほかは事務局が言ったとおりでございます。

調査5項目は問題ないので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○副会長 調査報告が終わりました。

質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○副会長 それでは、採決に移らせていただきます。

ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○副会長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、事務局説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字下高野字堂ノ下〇〇〇〇—〇、田、300㎡。使用貸人、下高野、〇〇〇。使用借人、足立区、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。

ナンバー1については、土地所有者の娘さんの自己用住宅を建築するため、許可をお願いするものでございます。申請地は農用地からの除外手続が完了し、農地区分は第1種農地です。土どめ等により周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画は、融資により計画しております。場所は大字下高野地内、〇〇〇の北東付近になります。

以上でございます。

○副会長 事務局の説明が終わりました。

この件に関して、調査報告、〇〇委員、お願いいたします。

○農業委員10番 それでは、報告させていただきます。

この件につきましては、8月16日の午後に譲渡人の〇〇〇さんとお会いし、現地を確認してまいりました。譲受人の〇〇〇〇〇さんとは、8月16日に電話にて確認しました。実家に近く、娘さんは2人目のお子様が生まれて間もなくとのことでした。学校も近く、住みやすい場所だと思います。

調査5項目につきましては、問題ございません。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○副会長 調査報告が終わりました。

この件について質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副会長 それでは、採決に移らせていただきます。

ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、ナンバー2—1から2—4まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2—1、大字才羽〇〇〇〇、田、2,805㎡。ナンバー2—2、大字才羽〇〇〇〇、田、507㎡。ナンバー2—3、大字才羽〇〇〇〇、田、1,611㎡。ナンバー2—4、大字才羽〇〇〇〇、田、2,257㎡。合計7,180㎡。使用貸人、堤根、〇〇〇。使用借人、足立区、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、農地改良。

ナンバー2—1から2—4については、申請地を畑として利用するため、農地改良工事の許可をお願いするものでございます。今回の申請地に挟まれた土地については、年明け1月から春先にかけて農地改良の工事を既に行っておりまして、今回は両側へ畑を拡張する計画となっております。農地改良後は前回同様、バラの栽培が計画されております。場所は大字才羽、〇〇〇の向かいになります。

以上でございます。

○副会長 事務局の説明が終わりました。

この件に関しましては、〇〇〇〇委員、調査報告をお願いいたします。

○農業委員 4 番 8 月 18 日に〇〇宅、〇〇〇さん、これはバラ園を経営しているわけですが、このうちに朝伺いました。いろいろお話をしまして、これは半年ぐらい前に 1 回盛り土をしております、会長が立ち会って、2 回目に立ち会ったのですが、それぞれについては町の条例がありますけれども、それに基づいてきちっとやってくださいと。やっぱり農地としてですから、米でも、あるいは野菜でも、あるいはバラでも構わないですが、やっぱりそれがつくれるような状態でしてもらうことが大切だと私は思います。

近年もよく通って見てきたのだけれども、まだ砂利が多くて、これはどうにもならないなと思いました。けれども、そういう状況を見ながらですが、やっぱり経営も拡大したいと、一生懸命やりたいのだと、そういう熱意は感じました。いろんなことを言ってきましたし、農地法のことからいろんな話を聞きました。聞いてきて、この先ほど事務局のほうからお話があったとおり、残りの 4 筆、7,180㎡、これを全部盛り土をしたいのだからということでございます。これにつきましては、近くに〇〇〇とか、その西側に住宅がございまして、それほど離れていないというような状況もございますので、よく町の条例に基づいて近隣住民に迷惑のかからないようにやってもらいたいとお話をしました。これらにつきましてはもちろん〇〇〇さん、それから有限会社〇〇〇〇、これは東京でございまして、電話でその旨、町の条例、近隣住民のご不満が余らないようにやっていただきたいと。それから、取扱者の春日部の〇〇〇〇ですが、これらにも電話で条例に基づいてきちっとやってもらいたいと、完了するのにやっぱり農地で本当に誰が見ても農地かなというような形で完了してくださいねと強く申し上げて、しっかりやってもらうようにお話をいたしました。

こういう状況ですが、やっぱり本人は盛り土をして農業をやってみたい、バラ園をやっているというような強い意志がございまして、皆さん方のご審議をお願いしたいと思います。

○副会長 丁寧な調査報告は終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか

〔「なし」と言う人あり〕

○副会長 それでは、採決に入らせていただきます。

ナンバー 2—1 から 4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○副会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○副会長 続きまして、専決報告、事務局よりお願いいたします。

○書記 それでは、私のほうから専決報告を説明させていただきます。専決報告、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー 1—1、高野台南〇丁目〇〇—〇、畑、250㎡。1—2、高野台南〇丁目〇〇—〇、畑、318㎡。合計 568㎡。使用貸人、高野台南 1 丁目、〇〇〇〇。使用借人、吉川市、〇〇〇〇。転用目的は自己用住宅でございまして。こちら令和元年 7 月 17 日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー 2、倉松〇丁目〇〇—〇、畑、1,934㎡。譲渡人、倉松 2 丁目、〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇。

譲受人、清地2丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的は分譲住宅でございます。こちらは令和元年7月26日付で受け付けております。

続きまして、ナンバー3、内田〇丁目〇〇〇〇―〇、畑、22㎡。譲渡人、杉戸2丁目、〇〇〇。譲受人、内田2丁目、〇〇〇〇。転用目的は住宅敷地でございます。こちら令和元年8月6日付で受け付けております。

それでは、1枚めくっていただきましてナンバー4―1、高野台西〇丁目〇―〇、畑、68㎡。ナンバー4―2、高野台西〇丁目〇―〇、畑、263㎡。合計331㎡。譲渡人、下野、〇〇〇〇。譲受人、練馬区、〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的は分譲住宅でございます。こちらは令和元年8月6日付で受け付けております。

以上でございます。

○副会長 それでは、専決報告まで終わりました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、副会長、閉会の挨拶をお願いします。

○副会長 それでは、これもちまして第8回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

次回は、9月25日水曜日15時から杉戸町役場第1庁舎3階会議室を予定しております。大変お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和元年8月23日

議 長 高 崎 勇

署 名 委 員 戸 賀 崎 邦 雄

署 名 委 員 増 山 貞 男